

Press Release

2019年12月2日

各 位

株式会社 紀陽銀行

「紀陽後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社紀陽銀行(頭取:松岡 靖之)は、2019年12月9日(月)より「紀陽後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

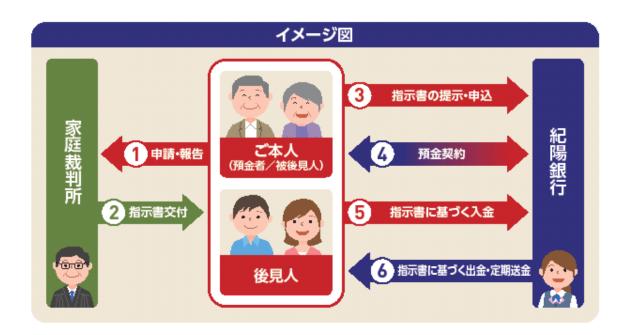
本商品は、後見制度をご利用のお客さま(被後見人)を対象とした、家庭裁判所からの「指示書」に基づく取引に限定する預金です。お客さまが日常生活で必要な金銭とは別に、日常生活で使用しない金銭を本商品で管理し、想定外のお引出し等の取引を防ぎ、お客さまの大切な資産をお守りします。

紀陽銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. 「後見制度支援預金」のしくみ

通常の預金とは異なり、後見制度支援預金口座の取引(口座開設・出金・入金・解約)には、家庭裁判所が交付する「指示書」を必要とし、その指示書に基づく取引のみをおこないます。



2. 「紀陽後見制度支援預金」の商品概要

- The state of the	
商品名	紀陽後見制度支援預金
対象となるお客さま	後見人が選定されている成年被後見人、または未成年被後見人で、和歌山家庭裁判 所・大阪家庭裁判所・奈良家庭裁判所のいずれかの家庭裁判所から後見制度支援預
	金の利用について「指示書」の交付を受けたお客さま
対 象 預 金	普通預金、決済用預金
取扱店舗	全店 ※東京支店、インターネット支店、マネープラザ、コミュニティプラザを除く
手 数 料	口座開設手数料:11、000円(税込)(初回のみ)
	口座管理手数料: 3,300円(税込)(年間)
	※口座管理手数料は、毎年4月5日(当日が休日の場合、翌営業日)に口座引落し
	にて徴収いたします
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき開設します ※預金者1人につき当行本支店1店舗のみの開設となります
預 入 方 法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただきます
払 戻 方 法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しします
付加できる特約	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」において指示がある場合に限り、定期的に送金する定額自動送金サービスを申し込むことができます ※定額自動送金サービスを利用される場合、送金の都度、管理手数料(110円(税 込))および振込手数料(最大660円(税込))が必要となります
お取引の制限	本商品は、以下のサービスはお取扱いできません
	・キャッシュカードの発行
	・A T M でのお取引(お引出しおよびお預入れ)
	・総合口座としてのご利用
	・紀陽モバイル・インターネットバンキングのご利用
	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動
	受取口座への指定
	・紀陽スマートアプリ「キヨスマ!」のご利用
	・通帳レスロ座 紀陽スマート通帳「スマ通帳。」のご利用
	・マル優(少額貯蓄非課税制度)のご利用
その他ご留意事項	・すべての取引は、和歌山家庭裁判所・大阪家庭裁判所・奈良家庭裁判所のいずれ
	かの家庭裁判所の「指示書」に基づくお取扱いとなります
	「指示書」の内容または有効性に疑義があると当行が判断した場合はお取扱いで
	きません
	・入出金等は、口座開設店の窓口のみでのお取扱いとなります

以 上

本取り組みは、SDGs(持続可能な開発目標)のゴール11「住み続けられるまちづくりを」 につながる取り組みです。

